

**第6次小田原市総合計画書作成業務委託事業者選定の  
ためのプロポーザル実施要領**

令和3年11月  
小田原市

## 目次

1	業務概要.....	3
	(1) 件名.....	3
	(2) 業務目的.....	3
	(3) 業務内容.....	3
	(4) 業務期間.....	3
	(5) 上限額.....	3
2	実施形式.....	3
3	参加資格.....	3
4	選定方法.....	3
5	審査方法.....	3
	(1) 一次審査（書類審査）.....	3
	(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）.....	4
6	審査基準.....	5
	(1) 一次審査（書類審査）.....	5
	(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）.....	6
7	審査結果.....	6
8	提出書類.....	6
9	提出期限・提出方法.....	7
	(1) 提出期限.....	7
	(2) 提出方法.....	7
10	提出書類の作成要領.....	7
	(1) 見積書.....	7
	(2) 企画提案書.....	7
	(3) 提案作品.....	7
11	質疑・回答.....	7
	(1) 質問方法.....	7
	(2) 質問期限.....	8
	(3) 回答.....	8
12	契約の締結.....	8
	(1) 契約締結の手続き.....	8
	(2) 契約保証金.....	8
13	スケジュール（予定）.....	8
14	提案の無効に関する事項.....	8
15	その他.....	9
16	応募及び各手続きの問い合わせ先.....	9

## 1 業務概要

### (1) 件名

第6次小田原市総合計画書作成業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務目的

第6次小田原市総合計画で描く2030年の姿とその実現に向けた取り組みの推進を、より多くの市民にわかりやすく伝えるため計画書本編等を作成する。

### (3) 業務内容

別紙「第6次小田原市総合計画書作成業務仕様書」のとおり

### (4) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日

### (5) 上限額

3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約後に発生した必要経費については、本業務を受託した者（以下「受託者」という）の負担とする。

## 2 実施形式

公募型プロポーザル

## 3 参加資格

プロポーザルに参加できる事業者（提案者になろうとする者）は、次を満たす者でなければならない。

- (1) 小田原市契約規則（昭和39年規則第22号）第5条の規定に該当する者であること。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止措置要領に基づく指名停止処分を、参加申込書の提出期限から候補者の選定の日まで受けていないこと。
- (3) 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。もしくは、必要書類（8提出書類の※を参照）を提出することができる者であること。
- (4) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 過去3年間に於いて国及び地方公共団体の同種業務受託実績を有するもの。

## 4 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、あらかじめ設定した採点項目に基づき、「第6次小田原市総合計画書作成業務委託事業者選定のためのプロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という。）の委員が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

## 5 審査方法

委員会の事務局（企画政策課）による一次審査（書類審査）、委員会による二次審査（プレゼンテーション審査）を実施する。参加事業者が1者の場合も審査を行う。

### (1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された参加申込書（様式2）、企画提案書（10（2）参照）等について書類審査を行う。審査に当たっては、参加事業者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認を行うとともに、審査基準に基づいて採点し、順位付けを行う。その後、それぞれが付けた順位を参加事業者ごとに集計し、この順位の合計が少なかった者を上位者とする。全採点者の合計得点が満点の60%に満たない場合は、失格とする。

また、参加事業者が6者以上いる場合は、上位5位以内を二次審査（プレゼンテーション審査）対象者として選定する。なお、同じ順位の者が複数いた場合は、同位として扱い、次の順位の者の数字を繰り下げる。

#### イ 結果通知

一次審査の結果は、令和3年12月14日（火）にプロポーザル一次審査結果通知書（様式4）により、電子メールで通知する。また、選定されなかったものがその理由の説明を求めることができる期間は、令和3年12月14日（火）から16日（木）までとする。

### （2）二次審査（プレゼンテーション審査）

#### ア 日時

令和3年12月23日（木） ※時間は別途通知する。

#### イ 場所

小田原市役所6階 603会議室

#### ウ 実施方法

- （ア） 参加事業者によるプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。
- （イ） プレゼンテーション及び質疑応答は、非公開で行う。
- （ウ） プレゼンテーション及び質疑応答においては、「A社」「B社」等、参加事業者名を伏せて行う。
- （エ） 一次審査で提出した企画提案書等については、参加事業者名を伏せたもの10部を審査当日までに事務局に郵送するか、審査当日のプレゼンテーションの際に持参し、配布する。その際、一次審査で提出した資料から大幅に内容を変更してはならない。
- （オ） 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション20分、質疑応答15分とする。
- （カ） 準備及び片付けは、それぞれ5分以内で行うものとする。
- （キ） プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意する。パソコンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

#### エ 審査方法

一次審査を通過した参加事業者が、提案内容についてプレゼンテーションを行う。審査に当たっては、審査基準に基づいて、一次審査と同様の方法で順位付けを行う。全審査委員の合計得点が満点の60%に満たない場合は、失格とする。最上位者を優先交渉権者とし、次の順位の者を次点交渉権者とする。最上位者が複数いた場合は、審査委員が協議して優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

#### オ 結果通知

二次審査の結果は、令和3年12月24日（金）にプロポーザル二次審査結果通知書（様式5）により、電子メールで通知する。優先交渉権者として選定されなかった者がその理由の説明を求めることができる期間は、令和3年12月24日（金）から28日（火）（土日除く）までとする。

#### カ 留意事項

プレゼンテーションの内容は、自己紹介及び提出した企画提案書及び提案作品への記載内容に基づくもののみとする。なお、自己紹介は出席者の紹介にとどめ、会社の紹介は行わないこととする。

プレゼンテーションは、進行役の指示に従い行うものとする。

## 6 審査基準

### (1) 一次審査（書類審査）

審査項目		評価の基準	配点
事業者の 適格性	提出書類	提出書類に不備、誤字脱字等がなく、伝わりやすいものか	5
	知識・実績・体制	業務遂行のための体制（人数・配置）、類似業務の実績があるか	5
	計画性	工程日数、出稿方法、校正回数・方法が合理的か	5
提案作品	デザイン	読者をひきつけるデザインとなっているか	10
	表現方法	グラフや図、写真、イラストが効果的に使われているか	10
	業務への理解度	第6次小田原市総合計画（行政案）の内容を理解し、掲げる方向性が提案の中に盛り込まれているか	10
その他	提案金額、追加提案	提案金額が合理的か、追加の提案があるか	5
合計			50

## (2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

審査項目		評価の基準	配点
実施体制	業務に関する知識	企業の技術者数等、類似業務の実績、計画書等の作成に高い知識を有しているか	10
	業務体制	業務遂行のための体制（人数・配置）が適切か	10
	計画性	工程日数、出稿方法、校正回数・方法が合理的か	10
提案作品	デザイン	読者をひきつけるデザインとなっているか	20
	表現方法	グラフや図、写真、イラストが効果的に使われているか	15
	業務への理解度	第6次小田原市総合計画（行政案）の内容を理解し、掲げる方向性が提案の中に盛り込まれているか	15
その他	提案金額	提案金額が合理的か	10
	追加提案	追加の提案があるか	10
合計			100

## 7 審査結果

優先交渉権者と、次点交渉権者及びプロポーザル参加事業者名を、市ホームページ上で選定から1年間公表する。

## 8 提出書類

- (1) 【様式1】誓約書
- (2) 【様式2】参加申込書
- (3) 【様式3】業務実績確認書
- (4) 【任意様式】会社概要（類似業務の実績を含む）及び業務遂行体制のわかるもの
- (5) 【任意様式】見積書
- (6) 【任意様式】企画提案書：正本1部、副本（写し）10部
- (7) 【任意様式】提案作品

書類の押印箇所には、代表者印を押印するものとする。

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。（各1部）

①定款及びその他の規約 写し

②履歴事項全部証明書（登記簿謄本）※3か月以内に発行されたものの写し

③財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

④印鑑証明書 写し可

⑤前年度分の納税証明書（国税及び地方税の未納のない完納証明書） 写し可

## 9 提出期限・提出方法

### （1）提出期限

令和3年12月9日（木）午後5時必着

### （2）提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便等確実な方法に限る）により提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。

また、郵送の場合は提出期間中必着とする。提出先は「16 応募及び各手続きの問い合わせ先」のとおりとする。

## 10 提出書類の作成要領

8（4）～（7）については任意様式とするが、以下の内容を含むこと。必要に応じて追加提案をしてもよい。

### （1）見積書

ア 業務ごとの内訳を記載すること。

### （2）企画提案書

ア 本事業全体に対する考え方・実施方針を提案すること。

イ 用紙は、A4判両面使用（A3判は折込）とすること。

ウ ページ番号は表紙を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。

エ 市で募集している「『2030年の小田原の姿』絵画・100文字作文・イラスト」の活用について考慮すること。

オ 入稿方法及び入稿後の製作工程（校正回数、出張校正の有無など校正方法、各工程の日数）を記載すること。

### （3）提案作品

ア 総合計画書本編のイメージ作品を提案すること。

イ テーマは「重点施策」のうち、「6 環境・エネルギー」とし、見開きで2頁とすること。

ウ 提供した文字データを使うこと。なお、それ以外にも各テーマを分かりやすく表現できるようなイラストや文章（キャッチフレーズやエッセイ、架空のシナリオ等）を掲載しても構わない。

エ 画像データは提供した中から選び使用すること。また、テーマに即した写真で印刷物に使用できるものを貴社で所有している場合は、それを使用しても構わない。

## 11 質疑・回答

### （1）質問方法

小田原市企画部企画政策課まで電子メール（様式自由）で送信すること。電子メールを送信した際は、市担当者にその旨を電話連絡すること。

## (2) 質問期限

令和3年11月30日（火）午後5時必着

## (3) 回答

### ア 回答方法

市ホームページに掲載する。ただし、提案内容に係る事項等、当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。また、電話や口頭による対応は行わないものとする。

### イ 回答予定日

令和3年12月2日（木）

## 12 契約の締結

### (1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された企画提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、委託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。次点交渉権者との協議が合意に至らなかった場合は、3位の者と協議に入るものとする。

### (2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

## 13 スケジュール（予定）

① 公募型プロポーザル公表（ホームページ） 質問受付開始、参加申込受付開始	令和3年11月19日（金）
② 質問受付締切	令和3年11月30日（火）
③ 質問回答	令和3年12月2日（木）
④ 参加申込・企画提案書提出締切	令和3年12月9日（木）
⑤ 一次審査結果通知	令和3年12月14日（火）
⑥ 一次審査結果問い合わせ期間	令和3年12月14日（火） ～令和3年12月16日（木）
⑦ 二次審査（プレゼンテーション審査）	令和3年12月23日（木）
⑧ 二次審査結果通知	令和3年12月24日（金）
⑨ 二次審査結果問い合わせ期間	令和3年12月24日（金） ～令和3年12月28日（火）

## 14 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。



- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

## 15 その他

- (1) 提案書に係る事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (2) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (3) 提案に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (5) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの限りではない。
- (6) 優先交渉権者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 提出後の参加申込書及び企画提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。

## 16 応募及び各手続きの問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300

小田原市企画部企画政策課

電 話：0465-33-1253

F A X：0465-33-1286

e-mail：[kikaku@city.odawara.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.odawara.kanagawa.jp)